



## 「青切符(交通反則通告制度)」とは？

一定の交通違反をした場合、**反則金を納めれば刑事罰を科さず**（いわゆる「前科」がつかない）、事件が終結されるという制度です。

## 対象年齢は？

**16歳以上**が対象で、運転免許の有無は関係ありません。ただし、**自転車乗用中に重大な事故や違反をした時（※）**は、運転免許の停止処分を受けることがあります。

- ※ 自転車でひき逃げ事件や死亡事故等の重大な交通事故を起こした場合
- ※ 酒酔い運転や酒気帯び運転をはじめとする特に悪質・危険な違反を犯した場合

## 違反をしたら、即「青切符」になる？

警察が交通違反を認知した場合、基本的には現場で**指導警告**を行います。

- ※ 警告に従わずに違反行為を続けた場合
- ※ 危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反  
→検挙され、**青切符**が交付されます。

## 「青切符」をもらったらどうすれば？

- ①青切符と一緒に交付された「納付書」により、取締りを受けた翌日から**原則7日以内**に反則金を仮納付します。
- ②①をしなかった場合、青切符に記載された指定期日に**交通反則通告センターに出頭**し、反則金の通告を受けます。
- ③通告を受けた翌日から原則10日以内に反則金を納付しない場合は、**刑事手続き**に移行します。



酒酔い運転や酒気帯び運転など特に悪質な違反行為や、「ながらスマホ」により実際に交通の危険を生じさせた場合は、青切符ではなく「**赤切符**」を受け、「**刑事手続き**」により処理されます！

# 令和8年4月1日開始、自転車の「青切符」！

～「知らなかった」では済まされない！ パパ・ママがお手本になって！～

◆発行：川口市くらし安全課 ◆ TEL: 048-258-1224

「大人」も「子ども」も命を守るために、忘れずにヘルメットをかぶりましょう！

## 守ろう！自転車の基本的な交通ルール！

<p><b>①信号を守る！</b> 子どもを自転車に乗せている時こそ、急いでいても信号を守りましょう。 <u>&lt;信号無視&gt;</u> 反則金：6,000円</p>	<p><b>②「止まれ」を守る！</b> 主に見通しの悪い交差点に「止まれ」の標識があります。飛び出しによる事故防止のため、一時停止と安全確認をしましょう。 <u>&lt;一時不停止&gt;</u> 反則金：5,000円</p>	<p><b>③逆走禁止！</b> 自転車は「車の仲間」なので、「車道の左側端」に寄って通行するのがルールです。逆走（右側通行）は大変危険なので絶対にやめましょう。 <u>&lt;車道の右側通行&gt;</u> 反則金：6,000円</p>	<p><b>④ながらスマホ禁止！</b> 片手運転になる、ブレーキが掛けにくい、周囲の音が聞こえにくくなる、他車の存在に気づきにくくなるなど、大変危険です。スマホを操作するときは、自転車を停止してからにしましょう。 <u>&lt;携帯電話使用等（保持）&gt;</u> 反則金：12,000円</p>
--	--	---	--

